

・すべての教職員を対象に在宅勤務・研究や時差出勤、特別休暇等を定めた規程等の整備

本学では下記の通り実施しております。

① 新型コロナウイルス感染症に本人が罹患した場合の特別休暇の取得

取得期間：保健所等から通知される隔離期間の全日数

② 濃厚接触者となった場合の特別休暇の取得

取得期間：原則 5 日間（最終接触があった日を「0 日」とカウント）

- ・ただし、業務都合上やむを得ない場合は、2 日目及び 3 日目の抗原検査結果「陰性」であれば、3 日間に短縮可

③ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る特別休暇の取得

取得期間：最大 4 日間（半日、時間単位の取得も可）

- ・接種日およびその翌日（副反応がある場合）
- ・家族の接種への付添いも可